

## 在留資格確認書類届出用紙の提出について

明治大学では、出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、外国人留学生の在留資格を管理しています。つきましては、『在留資格確認書類届出用紙』に下記のいずれか1点を添付して提出してください。新入留学生で、すでに住民票を提出した方は、下記の期間に再度提出する必要はありません。

なお、年度の途中で在留期間更新・在留資格変更等を行った場合には、あらためて提出してください。

### 記

#### 1 提出書類

・『在留資格確認書類届出用紙』に、以下のいずれか1点を付けたもの。

※届出用紙は明治大学ホームページからダウンロードし【両面印刷】してください。

[http://www.meiji.ac.jp/cip/support/stay\\_proceed/management.html](http://www.meiji.ac.jp/cip/support/stay_proceed/management.html)

- ① 「在留カード（外国人登録証明書）」の両面コピー ⇒届出用紙にのり付け。
- ② 住民票（国籍・在留資格・在留期間・在留期間の満了日・在留カード番号すべてが明記されているもの） ⇒届出用紙に貼らずに、そのまま提出。
- ③ その他、外交、公用、短期滞在などの場合：パスポートの顔写真と最新のビザのスタンプのページのコピー⇒届出用紙に貼らずに、そのまま提出。（注意：短期滞在中の方は速やかに「留学」等に変更手続きを行い、再度提出してください。）  
※資格外活動をしている方は、裏面の『資格外活動届出書』にも記入してください。

#### 2 提出期間 2014年4月1日（火）～4月22日（火）

#### 3 提出場所

- ・駿河台キャンパス：国際教育事務室（グローバルフロント2F）  
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く）、土曜日 8：30～12：00
- ・和泉キャンパス：国際教育事務室（第一校舎1F）  
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く）
- ・生田キャンパス：国際教育事務室（中央校舎1F）  
月曜日～金曜日 9：00～17：00（11：30～12：30を除く）
- ・中野キャンパス：3階事務室（低層棟3F）  
月曜日～金曜日 9：00～18：00（11：30～12：30を除く）、土曜日 8：30～12：00

#### 4 注意事項

- ① 『在留資格確認書類届出用紙』を提出しない方は、私費外国人留学生授業料補助申請ができません。
- ② 今回提出した場合は、2014年度私費外国人留学生授業料補助申請時に再度提出する必要はありません。
- ③ 在留資格「留学」以外の留学生も必ず提出してください。
- ④ 資格外活動をしている方は、裏面の『資格外活動届出書』にも記入してください。